

2019年6月6日

公益財団法人日本バスケットボール協会
2019年度 第2回理事会 報告

日時:2019年6月6日(木) 13:30~15:30

会場:JBA 会議室

【報告内容】

1. 裁定委員会からの答申について(2件)
2. 2018年度決算および事業報告について
3. 事業年度の変更について
4. 評議員の解任基準明確化について
5. 倫理規程および規律規程の改定について
6. 基本規定の改定について
7. 定款の改定について
8. 定時評議員会の開催について
9. 競技会委員会「2020年度のJBA主催競技会(第22回Wリーグ)」について
10. JBA後援名義申請について
11. 審判委員会の委員交代について
12. その他、報告事項

以上

1. 裁定委員会からの答申について(2件)

裁定委員会から答申のあった事案2件について、それぞれ以下の通り懲罰を科すことが承認された。

1. 【岩手県協会からの移管事案】

ミニバス指導者による暴言(対象者非公開)

〈懲罰内容〉

行為者に対し「バスケットボールに関する一切の活動を令和元年6月6日(処分決定の日)から令和2年3月5日まで9カ月間停止する」懲罰を科す

2. 【和歌山県協会からの移管事案】

審判資格保有者による県迷惑防止条例違反(対象者非公開)

〈懲罰内容〉

行為者に対し「バスケットボールに関する一切の活動を令和元年6月6日(処分決定の日)から無期限に停止する」懲罰を科す

2. 2018年度決算および事業報告について

2018年度決算内容が承認された。

※6月30日(日)定時評議員会、および内閣府へ報告後、内容公開

※2018年度決算についてはJBA公式サイト内の「収支(予算/決算)」にてご確認ください。

【JBA公式サイトURL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/data/bp/>

※2018年度事業報告についてはJBA公式サイト内の「事業計画/報告」にてご確認ください。

【JBA公式サイトURL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/data/plan/>

3. 事業年度の変更について

以下の実現を目的とし、2020年度以降のJBAの事業年度を、現行の毎年4月～翌年3月から、毎年7月～翌6月へと変更することが承認された。

また、併せてJBAの役員改選期・評議員改選期の変更も承認された。

<目的>

- ① 日本を含めた世界的なバスケットボールのシーズンは主に秋から春にかけて行われており、JBAの事業年度をそれに対応させる。
- ② JBAの事業年度を4月～翌年3月から「7月～翌年6月」に変更することで、BLG・BMK・B3・BCPの事業年度と同期し、ALL BASKETBALL体制を確固たるものとさせて連結経営を前進させることができる。
- ③ 事業年度を変更することにより今後は役員改選も他団体と同期、ALL BASKETBALL体制を鳥瞰した、戦略的布陣を作ることができる。

<承認事項>

- ① 2020年より、JBAの事業年度を7月～翌年6月に変更する。
- ② 2020年に限り、事業年度は4～6月、7月～翌年6月の2期に分かれる。
- ③ 上記にともない、役員改選期・評議員改選期を変更する

<特記事項>

・事業年度の変更により、評議員および役員の任期期間が変更となる。

	評議員	理事・監事(除会長)	会長
定款(任期)	(第13条)評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	(第27条)役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	
現状の任期	2016/6～2020/6	2018/6～2020/6	2018/6～2020/6

事業年度の期間	定時評議員会	評議員	理事・監事(除会長)	会長
2019/4～2020/3	2020/6	～2020/6	～2020/6	～2020/6
2020/4～2020/6	①2020/9	2020/6～2023/9	2020/6～2021/9	2020/6～2021/9
2020/7～2021/6	②2021/9		2021/9～2023/9	2021/9～2023/9
2021/7～2022/6	③2022/9			
2022/7～2023/6	④2023/9			
2023/7～2024/6	⑤2024/9	2024/6以内に終了=④	2022/6以内に終了=②、2023/9以内に終了=④	

4. 評議員の解任基準明確化について

一般法人法(第153条第8項)で定められている、財団法人の定款に記載される必要のある「評議員の選任および解任の方法」について、現行のJBA定款に記載がないため、評議員の解任基準の明確化ならびに評議員選定委員会運営規則の規定化を行うことについて承認された。

また、本件を定款に反映するとともに、関連規程(基本規程、評議員選定委員会運営規則)にも反映すること、定款・基本規程・評議員選定委員会運営規則の平仄を合わせるとともに、評議員選定委員会運営規則を「規程」とすることも併せて承認された。

<承認事項>

- ①評議員候補者が明らかに不適格な場合における、評議員選定委員会の非選任権を認める
- ②評議員の解任基準は以下の通りとする
 - ・刑法その他法令・定款に違反する行為、
 - ・JBAの名誉・信用を著しく毀損する行為
 - ・反社会的な勢力等との関わりを持つ行為
 - ・その他正当な事由がある場合
- ③定款、基本規程、評議員選定委員会運営規則へ上記①②を反映し、平仄を合わせる
- ④評議員選定委員会運営規則の名称改定(→ 評議員選定委員会規程)

※改定後の詳細については JBA 公式サイト内の「各種規定」にてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

5. 倫理規程および規律規程の改定について

JBAに選手登録がなされていない状態にあるものに対しても懲罰を科すことができるように改定したJBA倫理規程ならびに規律規定が承認された。

〈対象者〉

- ① 日本代表チームに招聘された選手や指導者等のチームスタッフで、海外リーグ等に所属している選手など、JBAに登録していない者
- ② Bリーグ、B3リーグ、WJBL、JSBに所属するチームと選手契約を締結している選手で、契約期間とJBA登録のずれによりJBA登録されていない者
- ③ Bリーグの自由交渉リストに掲載されている者(チームとの契約交渉中の者や、交渉中でなくともチームとの契約の意思を有している[プロとして活動する意思を有している]者も対象とする趣旨)

〈改定事項〉

- ① 倫理規程第2条〔適用範囲〕第4項の改定
 - 4 第1項に定める個人には、違反行為時に本協会への登録がない場合においても、次の各号に該当する者を含むものとする。
 - (1)日本代表チームの一員として招聘されている選手および指導者等のチームスタッフ
 - (2)基本規程第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手
 - (3)JPBLの自由交渉リストに掲載されている選手
 - ② 倫理規程第4条〔懲罰対象期間〕の改定
 - ③ 規律規程第12条〔懲罰対象期間〕の改定
- ※②③は都道府県協会に対して提示したサンプル規程(裁定規程、規律規程)と表現を統一するもの。

※改定後の詳細については JBA 公式サイト内の「各種規定」にてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

6. 基本規定の改定について

本理事会での各決議事項を基本規定に反映する改定案が承認された。

〈改定内容〉

【決議事項】

- ① 不適格な評議員候補者に対する選考委員会の非選任(第7条第4～5項)
- ② 評議員の解任基準(第7条第8～9項)
- ③ 事業年度変更に伴う定時評議員会の開催時期(第14条)
- ④ 専務理事の役職削除(第21条2～3項、第22条第2項、第23条第5項、第33条、第35条第4項、第41条の2、第59条第2項)
- ⑤ 違反行為時の未登録選手等に対する懲罰対象の見做し定義(第163条第3項)

《その他》

- ⑥ 表記の変更(会長・副会長 → 代表理事・業務執行理事)(第23条、第35条)

〈その他特記事項〉

※上記④「専務理事の役職削除」については、:2019年3月6日理事会/3月21日評議員会にて決議(定款改定)

※改定後の詳細については JBA 公式サイト内の「各種規定」にてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

7. 定款の改定について

本理事会で決議された議案について、定款に反映することが承認された。

なお、定款変更は評議員会決議事項のため、本件承認後に次回定時評議員会(2019年6月30日)決議事項として付議。

<承認事項>

定款に以下の変更・追記を行う

- ① 事業年度の変更(第6条、附則第14項)
- ② 評議員選定委員会の不適格評議員候補者の不選任権(第12条第11～12項)
- ③ 評議員の解任基準(第12条第16～17項)
- ④ 事業年度変更による定時評議員会の開催時期(第18条)
- ⑤ その他(第12条第5項・・・記載位置の変更)

※改定後の詳細については JBA 公式サイト内の「各種規定」にてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

8. 定時評議員会の開催について

下記要領にて定時評議員会を開催することが承認された。

【日時】 2019年6月30(日) 14:00～15:30

【会場】 品川プリンスホテル メインタワー宴会場12階「シルバー12」

【内容】

1. 決議事項

- (1)第1号議案 2018年度決算報告について
- (2)第2号議案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改定について
- (3)第3号議案 「定款」の一部改定について

2. その他報告事項

- (1)2018 年度事業報告について

9. 競技会委員会「2020年度のJBA主催競技会(第22回Wリーグ)」について

2020年9月～2021年3月にかけて行われる、【第22回W リーグ】について、7月より都道府県へ開催地募集を行うための、開催概要・日程が承認された。

大会名： 第22回Wリーグ

主催：(一社)バスケットボール女子日本リーグ

〈承認内容〉

- ① 第22回Wリーグ大会スケジュール 開催期間：2020年9月19日(土)～2021年3月22日(月)
- ② 開催要項、開催地募集要項 の承認

10. JBA 後援名義申請について

協力団体である(公財)スペシャルオリンピックス日本(理事長 有森裕子氏)が主催する、下記新規大会への後援が承認された。

■大会名

スペシャルオリンピックス日本設立25周年記念
2019年第1回全国ユニファイドバスケットボール大会

〈申請内容〉

【2019年第1回全国ユニファイドバスケットボール大会】

※知的障害がある人(アスリート)と知的障害がない人(パートナー)が同じチームで競技を行う「ユニファイドスポーツ」の競技会を開催し、参加するアスリート、パートナーが障害の有無を超え様々な経験を共有できる機会を提供する大会への後援の申請。

※団体、大会の詳細について下記公式サイトにてご確認ください。

【スペシャルオリンピックス日本公式サイト URL】 <http://www.son.or.jp/>

11. 審判委員会の委員交代について

審判委員会の現インストラクター部会長が65歳定年によるT級審判インストラクターをリタイアすることに伴い、新インストラクター部会長である前田喜庸氏を審判委員会委員とすることが承認された。ただし、前田氏の就任は前任者の任期途中における交代となるため、その任期は2020年度JBA定時評議員会終結時までとなる。

<参考>

前田喜庸氏(57歳) プロフィール

～2017年度 S級審判員としてBLG担当審判

2018年度～ T級インストラクターとしてトップリーグ担当審判の指導評価

12. その他、報告事項

(1) JBA アンバサダーの退任について

大神雄子氏のJBAアンバサダーの退任ならびに、吉田亜沙美氏のJBAアンバサダー任命について報告がなされた。

(2) 退任名誉役員について

「名誉役員規程」に基づく2019年度の退任名誉役員について報告がなされた。

以上